

佐賀県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年三月二十三日から平成二十四年四月二十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 千々賀神田線	唐津市千々賀字山田川内八二四番一 地先から 唐津市山田字田中四六四三番一 地先 まで	平成二四・三・二四